明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（運送の安全の確認等）

第九十九条　船長は、ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物、核分裂性輸送物、放射性輸送物（第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）又は次条第一項第三号の告示で定める表面汚染物を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2　（略）

（放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等）

第百条　次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一・二　（略）

三　表面汚染物のうち告示で定めるものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ　専用積載により運送されること。

ロ　第一号ロの要件に適合していること。

ハ　積み重ねられていないこと。

ニ　適切に固定されていること。

ホ　表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないこと。

ヘ　内部が十分に乾燥していること。

2～11　（略）

12　低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物若しくはＩＰ－３型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

13～15　（略）

第百一条　削除

（運送の届出等）

第百六条　船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等、第九十六条の告示で定める放射性物質等又は第百条第一項第三号の告示で定める表面汚染物を運送する場合その他告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由があると発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。次項において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　（略）

（運送の安全の確認等）

第九十九条　船長は、ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物（第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2　（略）

（放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等）

第百条　次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一・二　（略）

（新設）

2～11　（略）

12　低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物若しくはＩＰ－３型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、第九十五条第六項の告示で定める量を超えてはならない。

13～15　（略）

（外板等に係る線量当量率）

第百一条　船長は、外板、船倉、区画又は甲板の表面（放射性物質等を積載する船倉又は区画の表面及び甲板の一定区域の上表面並びに運送中人が容易に近づくことができない表面を除く。）の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において毎時百マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

（運送の届出等）

第百六条　船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等又は第九十六条の告示で定める放射性物質等を運送する場合その他告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由があると発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港。以下この項において同じ。）を管轄する管区海上保安本部の長が認めた場合には、当該管区海上保安本部の長が指定する日）までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。以下この条において「運送変更届」という。）を発航港を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　（略）